



# 第7章 計画の推進体制

## 1. 計画の推進体制

本計画では「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目的とし、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう町全体で推進します。行政だけではなく、町民や地域、関係団体、関係機関が協力連携し、それぞれの役割と責任を果たしながら、総合的、効果的に取り組む必要があります。町民の皆さまに広く周知するためにホームページへの公開し周知啓発を行います。また、概要版等を用いて、情報提供し、町民の健康づくりを推進していきます。

計画の評価については、概ね令和 11 年度を目途に住民アンケートによる実態調査を行い、その結果を踏まえて計画を見直します。

健康増進に関する施策を推進するために、保健師や管理栄養士等を計画的に確保し、また資質の向上、多職種との連携に努めます。また、ICT を用いたサービスなどデジタル化の動向を注視しながら活用を検討していきます。

## 2. 計画に基づいた保健事業

本計画に基づき、毎年「秩父別町保健事業計画書」を作成し、PDCA サイクルを廻しながら取り組みを評価し、新たな工夫を加えながら目標に向かって見直しを行い、関係各課、関係機関と協力・連携を図り、町民の健康づくりを推進していきます。